

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年6月20日

担当	東京労働局需給調整事業部	
	需給調整事業第二課長	田村 好弘
	需給調整事業第二課長補佐	阿部 聡
	主任需給調整指導官	峯 裕見子
		奥田 一
電話(直通) 03-3452-1474		

民間人材ビジネスに対する指導監督状況を取りまとめました

～ 延べ4, 291事業所に指導監督を実施、2事業主に対して行政処分 ～

東京労働局(局長:富田 望)は、令和6年度における民間人材ビジネス(労働者派遣事業、職業紹介事業等)に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

〈令和6年度指導監督の概要〉

【行政処分】

☆ 派遣元事業主(2事業主)に対して業務改善命令を発出。

【行政指導】

☆ 労働者派遣事業延べ3, 135事業所、職業紹介事業延べ1, 038事業所、請負事業等延べ118事業所(計延べ4, 291事業所)に対して、指導監督を実施。(表1参照)

☆ 指導監督を行った事業所に対する是正指導(文書指導)を、労働者派遣関係3, 013件、職業紹介関係920件、請負事業等関係77件(計4, 010件)実施。(表2参照)

I 行政処分の実施状況

令和6年度は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に基づき、2事業主に対して行政処分を行いました。

・労働者派遣事業業務改善命令(労働者派遣法第49条第1項)……2件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	派遣元事業主	法定の除外理由なく労働者供給事業を行った。	○業務改善命令	令和6年7月10日
2	派遣元事業主	法定の除外理由なく労働者供給事業を行った。	○業務改善命令	令和6年7月17日

II 行政指導の実施状況

令和6年度は延べ4,291事業所に指導監督を実施し、4,010件の是正指導(文書指導)を行いました。

表1 指導監督を実施した延べ事業所数

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
計	4,291 事業所	3,531 事業所	21.5%
労働者派遣事業	3,135 事業所	2,792 事業所	12.3%
請負事業	81 事業所	146 事業所	▲44.5%
職業紹介事業	1,038 事業所	543 事業所	91.2%
その他	37 事業所	50 事業所	▲26.0%

表2 是正指導(文書指導)を行った件数

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
計	4,010 件	3,692 件	8.6%
労働者派遣事業	3,013 件	2,908 件	3.6%
請負事業	57 件	68 件	▲16.2%
職業紹介事業	920 件	683 件	34.7%
その他	20 件	33 件	▲39.4%

表3 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元事業主に対する指導内容

○労使協定の締結(労働者派遣法第30条の4第1項)
・労使協定の内容に不備がある。
○就業条件の明示(労働者派遣法第34条第1項)
・就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備がある。
○派遣元管理台帳(労働者派遣法第37条第1項)
・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○マージン率等の情報提供(労働者派遣法第23条第5項)
・関係者に対しマージン率等の情報提供が適切に行われていない。
○比較対象労働者の情報提供が無い場合の派遣契約締結の禁止(労働者派遣法第26条第9項)
・派遣先から比較対象労働者の待遇等に関する情報提供がないまま派遣契約を締結した。

② 派遣先に対する指導内容

○派遣先管理台帳(労働者派遣法第42条第1項)
・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約(労働者派遣法第26条第1項)
・労働者派遣契約を適正に締結していない。
○比較対象労働者の待遇等に関する情報提供(労働者派遣法第26条第7項)
・派遣元事業主へ情報提供していない。

(2) 請負業者、発注者に対する指導内容

○労働者供給事業の禁止(職業安定法第44条)
・請負契約と称して、実態は労働者を供給し、又は受け入れている。
○就業条件の明示(労働者派遣法第34条第1項等)
・就業条件の明示がなされていない。

(3) 職業紹介事業者に対する指導内容

○職業紹介事業の事業実績等の情報提供(職業安定法第32条の16第3項)
・就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報をインターネットの利用により適正に提供していない。
○帳簿書類の備付け(職業安定法第32条の15)
・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載に不備がある。
○労働条件の明示(職業安定法第5条の3第1項)
・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを適切に明示していない。

Ⅲ 法制度の周知状況

民間人材ビジネスに関連する法制度の周知を図るため、派遣元事業主や職業紹介事業者などを対象に、オンラインの活用により研修会及びセミナーを開催しました。

令和6年度の実施回数は133回(対前年度比5.0%減)、参加人員は10,741人(対前年度比26.2%増)でした。

令和7年度の開催については、東京労働局のホームページにて随時掲載します。

(掲載先)

東京労働局>ニュース&トピックス>労働局からのお知らせ>需給調整事業部からのお知らせ
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/jyukyu_chousei.html

対 象	実施回数(回)	参加人員(人)
派遣元事業主	55	3,511
うち同一労働同一賃金セミナー	20	1,094
派遣先	20	2,093
職業紹介事業者	35	2,955
労働者	8	172
その他(関係団体等)	15	2,010
合 計	133	10,741

Ⅳ 令和7年度の指導監督方針のポイント

- 同一労働同一賃金など派遣労働者の公正な待遇の確保に向けて、労働者派遣事業の運営が適正に行われるよう、法制度の周知徹底や指導監督を実施。
- いわゆる偽装請負や、多重派遣を行う事業者に対しては、行政処分を含む厳正な指導監督を実施。
- 医療・介護・保育分野を取り扱う職業紹介事業者や、いわゆる「スポットワーク求人」を扱う職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行う者などの雇用仲介事業者に対する改正職業安定法施行規則及び指針の周知並びに指導監督を実施。
- いわゆる「闇バイト」求人を排除するため、関係機関と連携した取組を実施。

<参考:東京労働局管内許可事業所数の推移> 各年度末現在

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年比	事業所数	対前年比
令和2年度	12,458	0.2%	9,080	4.7%
令和3年度	12,367	▲0.7%	9,516	4.8%
令和4年度	12,386	0.2%	9,796	2.9%
令和5年度	12,530	1.2%	10,394	6.1%
令和6年度	12,551	0.2%	10,998	5.8%